

特定の農産品に関する 相互関税の適用範囲の改正 大統領令

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

輸出・国際局

令和7年11月19日

令和7年11月21日更新

相互関税の適用範囲の修正

- ◆ 米国時間11月14日、米国は、貿易交渉の進展や米国内における特定製品の需要・国内生産能力を踏まえ、相互関税の対象外品目を拡大すると発表。
- ◆ 特定の農産物が、米国時間2025年11月13日から相互関税の対象外となる。

相互関税対象外品目リストに含まれる主なもの

2類（肉）

- ・ 牛肉、牛の舌・内臓

7類（食用の野菜）

- ・ 生鮮トマト
- ・ 一部のイモ類（さといも等）
- ・ たけのこ
- ・ 乾燥しいたけ

8類（食用の果実・ナッツ）

- ・ オレンジ
- ・ ライム

9類（茶・コーヒー）

- ・ 茶・コーヒー
- ・ 香辛料

16類（肉・魚などの調製食料品）

- ・ 牛肉加工品

20類（植物の調製品）

- ・ 調製たけのこ
- ・ 一部の味噌、豆製品、
ナッツや果実・植物の調製品
- ・ オレンジ果汁

21類（その他の加工食品）

- ・ 茶・コーヒーの抽出物

22類（飲料）

- ・ 清涼飲料水のオレンジジュース

44類（木材）※

- ・ 広葉樹の製材、針葉樹の単板等

※44類（木材）のうち、分野別関税の対象にならず、10月14日から相互関税15%の対象となったが、今回の相互関税の対象外品目リストに含まれているもの。

対米輸出上位の農林水産物・食品品目の輸出実績

- 米国は我が国にとって、農林水産物・食品の最大の輸出先国。
- 2025年対米国輸出額については、4月以降、全体としては対前年を上回っているものの、一部品目でスローダウンの兆しが見られる。
- 2025年9月の対米輸出は前年比0.9%減と、今年初めてマイナスに転じた。10月以降の動きを注視する必要。

順位	品目	①2024年 輸出額 (対米国)	②2024年 輸出額 (対世界)	米国の シェア (①/②)	2025年1-3月 対米国・輸出額 (対前年同期比)	2025年4-7月 対米国・輸出額 (対前年同期比)	2025年8-9月 対米国・輸出額 (対前年同期比)	既存の 輸入関税率 (～4/1)	大統領令 を受けた 輸入関税率 (4/2～8/6)	大統領令を 受けた輸入 関税率 ^{注6} (8/7～ 11/12)	大統領令を受けた 現在の 輸入関税率 (11/13～)
農林水産物・食品 ^{注1}		2,429	14,092	17%	688 (+25%)	927 (+18%)	409 (+3%)				
1	アルコール飲料	265	1,337	20%	78 (+7%)	103 (+2%)	43 (▲2%)	(日本酒) 3セント/L	3セント/L + 10%	15%	15%
2	ぶり	229	414	55%	73 (+28%)	122 (+21%)	40 (+23%)	(冷凍) 無税 (冷蔵 ^{注3}) 3%	10% 13%	15%	15%
3	ホタテ貝(生鮮等)	191	695	27%	72 (+144%)	32 (+16%)	21 (▲44%)	無税	10%	15%	15%
4	緑茶	161	364	44%	48 (+22%)	87 (+81%)	51 (+117%)	(風味有) 無税 3.2%	10% 13.2%	15%	無税 3.2%
5	ソース混合調味料	142	630	23%	42 (+29%)	57 (+10%)	25 (+10%)	(マヨネーズ等) 6.4%	16.4%	15%	15%
6	牛肉	135	648	21%	29 (▲14%)	41 (+44%)	17 (+7%)	(枠内 ^{注4}) 4.4セント/kg (枠外) 26.4%	4.4セント/kg + 10% 36.4%	15% 26.4%	4.4セント/kg 26.4%
7	清涼飲料水	94	574	16%	21 (▲3%)	39 (+13%)	12 (▲10%)	0.2セント/L ^{注5}	0.2セント/L + 10%	15%	15% ^{注7}
8	ごま油	82	120	68%	23 (+21%)	30 (+16%)	15 (+5%)	0.68セント/kg	0.68セント/kg + 10%	15%	15%
9	菓子(米菓を除く)	66	344	19%	16 (+13%)	25 (+20%)	13 (+14%)	無税～12.2%	10%～22.2%	15%	15%
10	練り製品	42	113	37%	10 (▲13%)	16 (+15%)	7 (+6%)	無税	10%	15%	15%
14	米 ^{注2}	25	120	21%	8 (+50%)	11 (+39%)	4 (+7%)	(精米) 1.4セント/kg (玄米) 2.1セント/kg	1.4セント/kg + 10% 2.1セント/kg + 10%	15%	15%

(出典) 輸出額は、財務省「貿易統計」を基に農林水産省作成（単位：億円）。順位は、2024年の実績に基づく。
注1：農林水産物・食品には、少額貨物を含めていない。少額貨物を含めた総額は、1兆5,071億円。注2：米は援助米を除く。注3：冷蔵したもので、鱈を取り6.8kg以下の直接包装したもの。注4：65,005トンまで。
注5：ラムネ、緑茶等 注6：従量税は、各貨物の単位当たり価額から従量税を従価税換算した上で15%以上が未満かを判断（例えば価額が10ドル/Lの日本酒であれば、従価税換算で0.3%）
注7：清涼飲料水のうち、ビタミンやミネラルを添加したオレンジジュースは、相互関税の対象外（例えば7.85セント/L）となっている。

牛肉・牛肉加工品

牛肉・牛の舌・内臓(2類)

冷蔵・冷凍含め、牛肉は、全ての関税番号が含まれる。

- ・ 低関税枠内の関税率は、4.4セント/kgに変更
- ・ 低関税枠外の関税率は、変わらず26.4%

牛の舌、内臓も、全ての関税番号が含まれる。

牛肉加工品(16類)

16類のうち牛肉加工品は、全ての関税番号が含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
1602.50.05	牛の内臓肉（加工又は保存したもの）	—
1602.50.07	塩漬け牛肉（密閉容器入り）	—
1602.50.08	塩漬け又は酢漬けの牛の内臓肉（密閉容器に入っていないもの）	—
1602.50.21	その他の牛の内臓（密閉容器入り）	—
1602.50.60	牛の加工肉又は保存肉（穀物又は野菜を含まない）	—
1602.50.90	牛の加工肉又は保存肉（穀物又は野菜を含む）	—

※ただし、牛肉が原材料として占める割合や形状等によって、別の加工食品の区分になる可能性があり、実際の輸出に当たっては、米国税関に確認する必要。（例：レトルトのビーフカレー）

野菜・野菜調製品の主なもの

トマト、さといも等の一部のイモ、乾燥きのこ、たけのこ等が含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
0702.00.20	トマト（生鮮・冷蔵、3月1日～7月14日、9月1日～11月14日に輸入されるもの）	—
0702.00.40	トマト（生鮮・冷蔵、7月15日～8月31日に輸入されるもの）	○
0702.00.60	トマト（生鮮・冷蔵、11月15日～2月末日に輸入されるもの）	—
0710.80.15	タケノコ及びクワイ（冷凍、未調理又は水蒸気若しくは水による加熱調理済み）	○
0712.32.00	乾燥キクラゲ（丸ごと、カット、スライス、破片状又は粉末状で、それ以上の加工を施していないもの）	—
0712.34.10	乾燥しいたけ（風乾又は天日乾燥）	○
0712.34.20	乾燥しいたけ（風乾又は天日乾燥以外のもの）	○
0714.40.10	さといも（生鮮・冷蔵、スライスされているかペレット状であるかを問わない）	—
0714.40.20	さといも（冷凍）	—
0714.40.50	さといも（乾燥、ペレット状）	—
0714.40.60	さといも（乾燥、ペレット状でないもの）	—
0714.50.10	アメリカさといも（ヤウティア）（生鮮・冷蔵）	—
0714.50.20	アメリカさといも（ヤウティア）（冷凍）	—
0714.50.60	アメリカさといも（ヤウティア）（乾燥、ペレット状でないもの）	—
0714.90.61	乾燥ダシーン、アロールルート、サレップ、菊芋等の分類されていない根塊茎（ペレット状でないもの）	○
2005.91.60	調製たけのこ（酢又は酢酸以外で調整又は保存されたもの、冷凍でないもの、砂糖漬け保存でないもの）	○

※生鮮きのこやばれいしょ、かんしょ、長いもは、今回の対象外品目には含まれない。

果実・果実調製品・飲料の主なもの

果実・ナッツ類（8類） 熱帯フルーツやナッツ類の他に、オレンジ、ライムが含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
0805.10.00	オレンジ（生鮮・乾燥）	—
0805.50.40	ライム（生鮮・乾燥）	—

※うんしゅうみかんは含まれない。

果汁・飲料（20～22類） オレンジ果汁や一部の柑橘の果汁、飲料のオレンジジュースが含まれる。

関税番号	品目名	米国通関実績
2009.11.00	オレンジ果汁（冷凍、未発酵、アルコール添加なし）	—
2009.12.25	オレンジ果汁（非凍結、ブリックス値が20未満、濃縮、濃縮度1.5未満非発酵）	—
2009.12.45	オレンジ果汁（非凍結、糖度20以下、濃縮、未発酵）	○
2009.19.00	オレンジ果汁（非凍結、糖度20を超える、未発酵）	—
2009.31.60	単一の柑橘類（オレンジ、グレープフルーツ、ライム、レモンを除く）の果汁（ブリックス値が20未満、濃縮、未発酵）※	○
2009.39.20	ライム果汁（ブリックス値20を超える、飲料用、未発酵）	○
2106.90.48	オレンジ果汁（ビタミン又はミネラルで栄養強化）	—
2202.99.30	オレンジジュース（ビタミン又はミネラルで栄養強化、濃縮度1.5倍以上を除く）	—
2202.99.35	オレンジジュース（ビタミン又はミネラルで栄養強化、2202.99.30に該当しないもの）	○

※レモン果汁やグレープフルーツ果汁は含まれないが、ゆず果汁などは含まれる可能性もあり、実際の輸出の際は米国税関に確認する必要。

茶・コーヒーやその抽出物等の主なもの

緑茶・コーヒー（9類）及びその抽出物（21類）

コーヒー、緑茶、紅茶等、またそれらの抽出物も含まれる。（ペットボトル飲料等は含まれない）

関税番号	品目名	米国通関実績
0901.11.00	コーヒー（非焙煎、カフェイン除去していないもの）	○
0901.12.00	コーヒー（非焙煎、カフェイン除去したもの）	—
0901.21.00	コーヒー（焙煎、カフェイン除去していないもの）	○
0901.22.00	コーヒー（焙煎、カフェイン除去したもの）	○
0902.10.10	緑茶（内容量3kg以下の包装入り、風味付け有りのもの）	○
0902.10.90	緑茶（内容量3kg以下の直接包装、風味付け無しのもの）	○
0902.20.10	緑茶（内容量3kgを超える直接包装、風味付け有りのもの）	○
0902.20.90	緑茶（内容量3kgを超える直接包装、風味付け無しのもの）	○
0902.30.00	紅茶（発酵及び半発酵、内容量3kg以下、即時包装）	○
0902.40.00	0902.30.00以外の紅茶（発酵及び半発酵、内容量3kg以下、小分け包装）	○
0903.00.00	マテ茶	—
2101.11.29	コーヒーの抽出物、エッセンス及び濃縮物（無香料のインスタントコーヒーを除く）※1	○
2101.12.90	コーヒーの抽出物、エッセンス又は濃縮物を基材とするもの（他に分類されないもの）	○
2101.20.20	茶又はマテ茶の抽出物、エッセンス又は濃縮物※2	○

※1 インスタントコーヒー（2101.11.21）は、今回の対象外品目に含まれない。

※2 インスタントティーは2101.20.20に含まれるが、抽出物等以外のもの（砂糖等）が入った製品は、別の区分となり、相互関税の対象となる可能性があるため、実際の輸出に当たっては米国税関に確認する必要がある。

香辛料、その他の植物調製品の主なもの

香辛料（9類）

関税番号	品目名	米国通関実績
0904.12.00	胡椒（砕いたもの又は粉末）	○
0904.22.67	トウガラシ属の果実（砕いたもの又は粉末）等	○
0910.11.00	生姜（砕いていないもの）	○
0910.12.00	生姜（砕いたもの又は粉末）	○
0910.30.00	ターメリック（ウコン）	○
0910.91.00	香辛料の混合物	○
0910.99.10	カレー	○
0910.99.60	香辛料（他に分類されていないもの）	○

植物の調製品（20類）

関税番号	品目名	米国通関実績
2008.99.91	豆のケーキ、豆スティック、味噌（miso）※1、その他の果実、ナッツ※2及びその他の植物の食用部分（加工又は保存されたもの）	○

※1 米国の事前教示制度では、味噌が「大豆調製品」（2008.99.61）に区分されるケースがあり、その場合は相互関税の対象となるため、実際の輸出に当たっては、米国税関に確認する必要がある。

※2 果実・ナッツ調製品の多くは別の関税区分であり（例えば落花生の調製品は2008.11）、相互関税の対象であるが、輸出に当たり不明なものがあれば、米国税関に確認する必要がある。

（注）21類の醤油やソース混合調味料などは、今回の対象外品目に含まれない。

木材等

製材、単板等

分野別関税（10%）が課されるもの、相互関税が課されるもの、どちらも課されないものがある。

分野別関税が課されるもの

日本から輸出の多いスギの製材など、
主に針葉樹の丸太、製材、枕木
⇒品目別税率 + 10%

相互関税が課されるもの

分野別関税の対象ではなく、今回の対象
外品目リストにも含まれないもの（例え
ば合板、パーティクルボード）
⇒相互関税が課され、一律15%

相互関税も分野別関税も課されないもの

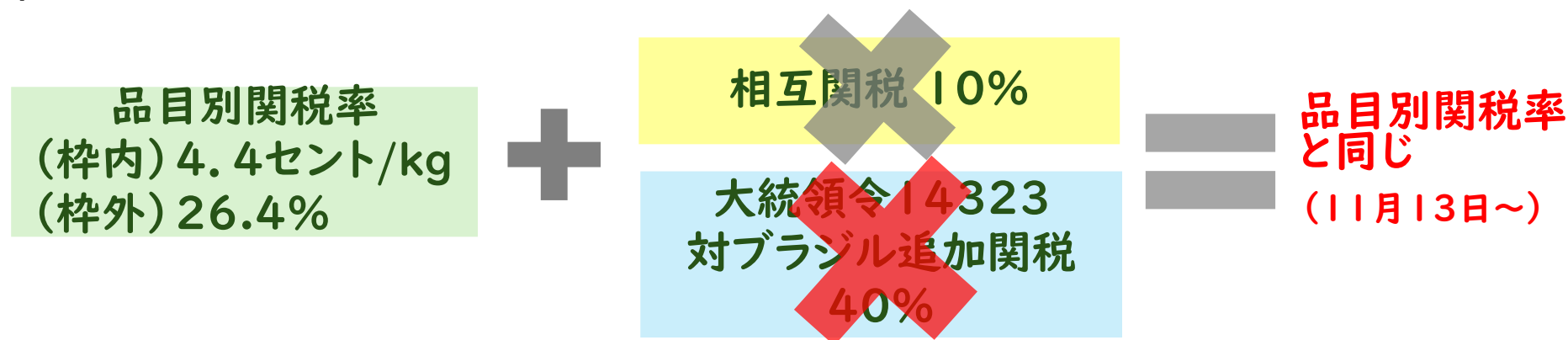
今回の対象外品目リストに含まれるもの
⇒相互関税が課されず、品目別税率のみ
（10月14日から11月12日までは一律15%）

関税番号	品目名	米国通関実績
4403.91.00	丸太（オーク）	—
4403.93.01	丸太（ビーチ）（横断面の最小寸法が15cm以上のもの）	—
4407.93.00	製材（かえで）（厚さが6 mm超のもの）	—
4407.94.00	製材（桜）（厚さが6 mm超のもの）	○
4407.95.00	製材（とねりこ）（厚さが6 mm超のもの）	—
4407.96.00	製材（かば）（厚さが6 mm超のもの）	—
4407.97.00	製材（ポプラ又はアスペン）（厚さが6 mm超のもの）	—
4407.99.02	製材（その他の広葉樹）（厚さが6 mm超のもの）	○
4408.10.01	単板（針葉樹）（厚さが6mm以下のもの）	○
4408.90.01	単板（広葉樹）（厚さが6mm以下のもの）	○
4409.21.05	加工木材（竹製）（端が連続成形されたもの）	○
4409.21.90	加工木材（竹製）（端が連続成形されていないもの）	—

第三国の追加関税の状況

- 今回の対象外品目リストは、大統領令14257に基づく相互関税に関するもの。
- さらに、米国時間11月20日、ブラジルへの40%の追加関税についても、対象外品目リストに含まれているものは、追加関税の対象外となった。
- なお、中国に対しては、合成オピオイド対策を理由にした10%関税や、通商法301条に基づく関税について、現時点では、今回の措置の対象となっていない。

(例) ブラジルから米国に牛肉を輸出する場合の関税率



(例) 中国から米国に緑茶（風味付なし）を輸出する場合の関税率



※赤字・印は11月21日時点で更新

還付について

- 本大統領令は米国時間11月13日午前0時01分（米国東部標準時）以降に輸入される、又は消費のために倉庫から引き出される物品が対象。
- 一方で、大統領令発令日は米国時間11月14日であるため、徴収済みの関税の返還が必要となる場合、合衆国税関・国境警備局（CBP）が定める手続に従い返還される。
- CBPのHP上で、関税免除の手続及び返還についてのガイダンスメッセージを掲載。

（該当部分の機械翻訳）

2025年11月13日午前0時01分（米国東部標準時）以降に消費
用として輸入された（又は保税倉庫から消費用に引き出され
た）貨物については、速やかに申告を修正してください。

- 過去10日以内の申告：貨物がCBPの管理を離れてから10
日以内に修正し、推定関税支払い前に行うことで返金手続
が不要になります。
- 未確定エントリー(unliquidated entries)で既に関税を支
払った場合：PSC（ポスト・サマリー・コレクション）を
提出して返金を申請できます。PSC承認後、返金は時に処
理されます。
- 既に確定した申告の場合：確定後180日以内に19 U.S.C.
1514 に基づき異議申立て（プロテスト）を行うことで返
金申請が可能です。

U.S. Customs and Border Protection
Securing America's Borders

CSMS # 66814923 - UPDATE- Agricultural Products Exempted from Reciprocal Tariffs

U.S. Customs and Border Protection sent this bulletin at 11/14/2025 07:27 PM EST

U.S. Customs and Border Protection

Cargo Systems Messaging Service

CSMS # 66814923 - UPDATE- Agricultural Products Exempted from Reciprocal Tariffs

The purpose of this message is to provide updated guidance regarding certain exemptions from the tariffs on imported merchandise imposed by Executive Order 14257, issued April 2, 2025, "Regulating Imports with a Reciprocal Tariff to Rectify Trade Practices that Contribute to Large and Persistent Annual United States Goods Trade Deficits," as amended (the "reciprocal tariffs"). The November 14, 2025, Executive Order, "Modifying the Scope of the Reciprocal Tariff with Respect to Certain Agricultural Products," provides updates to the products exempted from reciprocal tariffs.

特別相談窓口・農林水産省HPについて

<米国関税措置等に伴う農林水産物・食品輸出特別相談窓口>

<米国関税措置に関する農林水産省HP>

特別相談窓口の連絡先

**農林水産省 輸出・国際局
輸出支援課 (特別相談窓口)**

 **03-6744-2398**

平日10時～12時、13時～17時 祝祭日、年末年始を除く



メールからのお問い合わせは、右のQRコードから入って、お問い合わせください。

地方農政局等

北海道農政事務所(生産経営産業部 事業支援課)	☎ 011-330-8810
東北農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 022-221-6402
関東農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 048-740-0387
北陸農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 076-232-4233
東海農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 052-223-4619
近畿農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 075-414-9101
中国四国農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 086-230-4258
九州農政局(経営・事業支援部 輸出促進課)	☎ 096-300-6363
沖縄総合事務局(農林水産部 食料産業課)	☎ 098-866-1673

こちらもお役立てください！

**米国関税措置等に伴う
日本企業相談窓口 (JETRO)**

<https://www.jetro.go.jp/news/announcement/2025/028d1921932c0ee1.html>



北米地域等を専門とする専門家を配置し、広く日本企業からの個別相談対応に当たります。

米国関税に対する農林水産省の対応や最新情報等をまとめています。
※本日の資料も後日こちらで公表します。



農林水産省HP